

「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」が
トラック附帯作業の適正化およびタンクローリー荷役作業の安全向上に向けた取り組みを推進

経済産業省・国土交通省が主導する「フィジカルインターネット実現会議」内に設置されている「化学品ワーキンググループ」（座長：流通経済大学 矢野裕児教授）は、2025 年 4 月施行の改正物流関連法および 2026 年 1 月施行の中小受託取引適正化法を踏まえ、化学品物流における「トラック附帯作業の適正化」および「タンクローリー荷役作業の安全向上」に向けた取り組みを推進しており、このたび、関係者の理解促進のためのリーフレット・パンフレットを作成しました。

「化学品ワーキンググループ」には、現在、荷主事業者、物流事業者を中心とする 86 企業・1 大学、日本化学工業協会、石油化学工業協会、経済産業省・国土交通省・厚生労働省の関連各部署等が参加しており、三菱ケミカル株式会社は、三井化学株式会社、東ソー株式会社および東レ株式会社とともに事務局を務めています。

詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

■ご参考

2026 年 3 月 24 日付「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」が共同鉄道輸送を実証、同一コンテナでの往復・連続運行の可能性を確認

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/02584/02832.pdf

2026 年 2 月 19 日付「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」がパレチゼーション推進（パレット積み輸送）に関わるガイドライン作成に着手

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/02560/02802.pdf

2025 年 7 月 29 日付 化学業界における物流の課題解決に向け、東海・中国地区での鉄道輸送による共同物流の実証実験を開始

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/02406/02660.pdf

2025 年 6 月 25 日付「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」が 2025 年度の活動方針を報告

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/02353/02628.pdf

2024 年 12 月 23 日付「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」による共同物流の実証実験結果について～共同物流の実証実験による効果を確認、DX を用いた共同物流プラットフォームを構築～

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/02156/02457.pdf

2024 年 6 月 11 日付「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」による関東・東海地区での共同物流の実証実験開始について

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/01978/02288.pdf

2023 年 12 月 20 日付「フィジカルインターネット実現会議・化学品ワーキンググループ」による「物流の 2024 年問題」に対する自主行動計画の発表について

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/01804/02089.pdf

2023 年 6 月 13 日付「フィジカルインターネット実現会議」における「化学品 WG」の設置について～“2024 年問題“に向けて化学業界の共同物流を加速～

https://www.mcgc.com/news_release/pdf/01619/01862.pdf

以上

お問合せ先

三菱ケミカル株式会社

コーポレートコミュニケーション部 メディアリレーショングループ

TEL : 03-6748-7140

トラック附帯作業の適正化およびタンクローリー荷役作業の安全向上に向けた取り組みについて

経済産業省・国土交通省が主導する「フィジカルインターネット実現会議」^{※1}内の化学品ワーキンググループ（以下、「化学品WG」）^{※2}は、2023年12月に政府に提出した自主行動計画に沿った取り組みを進めており、2025年4月施行の改正物流関連法（改正物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法）および2026年1月施行の中小受託取引適正化法（改正下請法）を踏まえて、化学品物流における「トラック附帯作業の適正化」および「タンクローリー荷役作業の安全向上」に向けた取り組みを、業界団体である一般社団法人日本化学工業協会および石油化学工業協会の協賛を得て推進します。

ドライバー不足の深刻化が見込まれるなか、持続的な物流の維持には、荷主・物流事業者が協力して、適正で安全な作業環境を確立することが不可欠です。化学品WGは以下の取り組みについて、取引先業界および取引先に要請を行い、理解と協力を得てまいります。

1. トラック附帯作業の適正化（別紙1）

ドライバーが行う附帯作業は過去からの商慣行として行われてきましたが、2024年問題によるドライバー不足が一層進むと見込まれるなか、ドライバーの本来業務である運送以外に行われている附帯作業を適正化に向けて進めることが喫緊の課題です。商慣行の改善は着荷主である取引先との調整が不可欠であるため、荷主と物流事業者で構成する自主行動計画分科会（参加：51企業、リーダー：株式会社ダイセル）で慎重に議論を進め、関係省庁・業界団体とも適宜相談を行いながら本リーフレットを作成しました。今後は化学業界として取引先に理解と協力を要請してまいります。

<主な内容>

(1) 附帯作業の原則廃止への取り組み

- ・ドライバーによる「附帯作業（フォークリフト荷役、構内搬送作業等）」は**原則廃止**といたします。
- ・やむを得ず継続する場合は、**作業範囲と費用負担を事前に明確化**し、合意の上で実施します。

(2) 着荷主である取引先への主なお願い

- ・車上受け取り
- ・ドライバーへの運送以外の業務依頼の回避
- ・荷受け作業に必要な人員・設備の確保
- ・パレット化など物流効率化への協力
- ・包装材・物流資機材の適切な管理・回収への協力

2. タンクローリー荷役作業における安全向上への取り組み（別紙2）

タンクローリードライバーの荷役は、一部において安全とはいえない作業環境下で行われている実態があり、過去から改善要請に取り組んでいるものの、改善が十分に進んでおりません。ドライバーが安全に安心して従事できる作業環境を整備することは荷主の安全配慮義務といえます。また、労働安全衛生法等に基づき、荷役作業時の立ち会い体制の確保、転落・墜落防止措置、危険物取り扱いに関する安全管理も求められています。これらの安全対策には着荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主と物流事業者で構成する安全・品質（ローリー）分科会（参加：17企業、リーダー：三菱ガス化学株式会社、サブリーダー：山九株式会社）で議論を進め、関係省庁・業界団体とも適宜相談を行い、着荷主の理解促進のため「化学品タンクローリー安全荷役のお願い」のパンフレットを作成しました。

<パンフレットの構成>

- (1) 安全配慮義務
- (2) 荷役作業時の立ち会い
- (3) 墜落転落の予防
- (4) 責任分界点の明確化

(5) 改善要望への対応

化学品 WG は持続可能な安全・安定輸送の維持のため、今後も関係省庁・業界団体等の関係先と連携しながら、今後も各種施策を進めてまいります。

注)

※1 フィジカルインターネット実現会議

日本におけるフィジカルインターネットの実現に向けたロードマップを策定することを目的に、2021年10月に経済産業省と国土交通省によって設置された組織。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/physical_internet/index.html

※2 化学品ワーキンググループ

座長：流通経済大学矢野裕児教授

事務局：三菱ケミカル株式会社、三井化学株式会社、東ソー株式会社、東レ株式会社

荷主事業者、物流事業者を中心とする参加87団体（86企業・1大学、2026年3月時点）、一般社団法人日本化学工業協会、石油化学工業協会、経済産業省・国土交通省・厚生労働省の関連各部署等が参画。

2023年12月20日発表：化学品に関する物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/jk_pdf/28.pdf

以上

「トラック附帯作業 適正化」のお願い

～持続的な安全・安定輸送確保に向けたご理解・ご協力のお願い～

背景

トラックドライバーの減少による輸送力不足が、今後深刻化していくと想定されています。2025年4月より物流改正法（以下記載）が施行され、ドライバー負担軽減等の施策が講じられている中、私達化学メーカーとしても、お客様への安定供給維持の為に、ドライバーによる納品時の作業適正化について、ご協力をお願いをせざるを得ない状況になっています。

- **改正物流効率化法（2025年4月）**
物流事業者：輸送網の集約・共同化、ドライバー負担軽減の努力義務
荷主：物流事業者との連携、契約条件見直しの努力義務
特定荷主：中長期計画の作成・定期報告、物流統括管理者の選任義務
- **改正貨物自動車運送事業法（2025年4月）**
運送契約締結時に提供役務・料金について書面交付が必須
荷主・運送事業者には役務内容の明確化が求められる
- **中小受託取引適正化法（改正下請法）（2026年1月）**

基本方針

- ドライバーによる「附帯作業」は原則廃止させていただきます。
但し、発・着荷主事業者・物流事業者間での協議の結果、附帯作業継続の場合、作業内容と費用を明確化させていただきます。
(ご参照) [化学業界 自主行動計画リンク](#)

納入先様へのお願い

安全・安定輸送を継続するため、物流改正法の遵守を前提として、以下へのご協力をお願いします

- 車上でのお受け取り
- ドライバーに対する運送以外役務の回避
(納入先様が附帯作業継続をご希望する場合は、協議により相応なご負担を頂きます)
- 荷受け作業のご実施（人員・機器のご準備）
- パレット化についてのご協力
- 包材・物流資機材の適切な管理・回収に関するご協力

フィジカルインターネット実現会議 化学品ワーキンググループ
一般社団法人 日本化学工業協会
石油化学工業協会

トラック附帯作業の例

…このような業務が附帯作業になります

積み込み・取出し 関連

フォークリフト荷役

車上でのパレットへの
ドラム回し



⚠️フォークリフト操作に「資格が必要」

特殊設備の取扱い 関連

玉掛け

ホイスト操作



⚠️玉掛・ホイスト操作、両方に「資格が必要」

構内搬送 関連

担ぎ込み・担ぎ出し/棚入れ・棚出し

はい替え



製品の解体投入

ドラム回し



ホッパー等
へ投入

事務 関連

ドライバー単独での
検品・検数・検収



ドライバー



納入先様
作業



安全・安定輸送を今後も維持して
いくために、ご理解・ご協力の程
宜しくお願いいたします！

— 着荷主の皆様へ —

化学品タンクローリー 安全荷役のお願い

安全な荷役のために

本リーフレットをご覧いただき、誠にありがとうございます。
安全・安心な作業環境を整え、荷役作業の事故を防ぐことは、
着荷主の皆様にとっても重要な取り組みです。さらに、
ドライバーの働く環境の改善、輸送力の確保、そして信頼
関係の構築は、持続可能な物流と安全管理を実現するために
欠かせません。

私たちは、皆様と共に安全を最優先とする環境を整え、
より良い現場づくりを進めていきたいと思っております。
今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

フィジカルインターネット実現会 化学品ワーキンググループ
一般社団法人 日本化学工業協会
石油化学工業協会



① 安全配慮義務



着荷主の皆様へ・・・

トラックドライバーが荷主事業場で事故を起こさ
ず、安全に作業できるように、着荷主の皆様にも石の
取り配りが求められます。

一方、これらに基づいた場合には、着荷主の皆様にも
安全配慮義務違反として罰則が科される可能性があります。

安全な作業環境は、ドライバーと輸送の未来を守り
ます。着荷主の皆様が配慮が、ドライバーの命と健
康を守り、労災の防止につながり、安定した輸送力
の確保にも貢献します。

安全は、みんなで作るものです。着荷主の皆様にご理解とご協力をお願いします。

※本内容は、労働安全衛生法及び国土交通省運輸事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づいています

- ① 安全な作業環境の整備
(塵埃・有害ガス発生等の対策など)
- ② 無理のない作業条件の確保
(労働条件の保証)
- ③ 安全確認の徹底
(荷役時の荷主とドライバーによる相互確認)
- ④ 法令・ガイドラインの遵守
(コンプライアンスの徹底)

🛡️ 安全は 配慮を重ね守るもの

② 荷役作業時の立会い



荷役に必要な専門知識・資格を持った方の立会いをお願い致します。

【車両指導】

受入れ場所が狭い時、バック進入時など、立会者様による車両誘導をお願い致します。

【荷役前確認】

受入れる液体化学品名、受入れ数量、受入れ接続口
および受入れタンクの容量確認は立会者様でも必ず
行ってください。

【荷役中監視】

荷役中の問題の有無、万が一の漏洩・火災・熱中症等
に備え、初期消火や応急処置ができる様に立会者様

の立会いをお願いします。

途中離られる場合は、緊急時の連絡先および連絡
手段を必ずご教示ください。

【荷役後確認】

荷役終了のご確認を立会者様と一緒にお願い致し
ます。受入れ数量や受渡作業が異常なく完了したことの
確認をお願い致します。

【タイトル】

🛡️ 立ち会いで 気づける異常 防ぐ事故

③ 墜落転落の予防



墜落転落災害防止のお願い

労働局、労働基準監督署では、安全等取り付け設備の設置（陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン）等、荷主等の構内での労働災害防止のため指導を行っております。危険を伴う高所作業における墜落転落への予防対策の検討をお願い致します。

高所作業を伴う作業をなくすためには

受入施設側の設備

- ①受入用射圧ライン ③サンプル抜き取りライン
- ②濃度計の設置 ④立会いやカメラによる確認（場所により）

墜落・転落の予防

高所作業を伴うローリーサンプリング作業禁止。
（事前サンプル評価、安全な場所でのサンプリングなど）

ドライバーの高所作業が必要な場合

墜落制止用器具の使用できる設備（網網など）の設置昇降時の3点確保ができる環境整備（手もものを持たないなど）

墜落・転落などの真摯に備え

立会いやカメラによる確認
現場への緊急連絡先の掲示

🛡️ 登らせず設備で守る 命綱

④ 責任分界点の明確化



お客様受入設備の先端が責任の境界です。

それ以降の設備操作は、お客様にてお願い致します。
もしドライバーが操作を代行する場合は、事前合意のうえ、お客様責任での対応となります。



荷役作業における安全対策の責任分界を明確化させるため、保安荷役協定書の締結をお願い致します。

🛡️ 境界を決めて防げる 事故迷い

⑤ 改善要望への対応



不安全な作業、請負範囲を超えた荷役作業、長時間の待機などドライバーの待遇改善には貴様の協力が不可欠です。陸運事業者から改善要望がある場合は、真摯に対応してください。

ドライバー目録の困りごと

貴社からの適切な指示や配慮が無いと

- ① 誤作業・事故のリスク：誤作業やトラブル、事故につながる可能性があります。
- ② 熱中症・安全リスク：熱中症や無理な作業につながる可能性があります。
- ③ 無駄な待機時間の発生：作業開始していつからか、ドライバーが待機する状況が発生します。

安全で円滑な作業のため、事前の情報共有と現場での適切な指示をお願いします。

🛡️ 声を聞き 真摯に対応 安全へ

その他安全荷役に係る改善の一例



適切な設備の保全管理



受入口と受入タンクへの品名表示



洗眼器及びボディーシャワーの設置



手順や進入ルート変更時の情報共有

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

自社構内での荷役作業の安全確保のため、以下を参考に貴社への対応をお願い致します。

（出典）厚生労働省

「荷主の皆様へ
自社構内での荷役作業の
安全確保にご協力ください」



https://www.mhlw.go.jp/content/000016301/000016301_01712a.pdf

「陸上貨物運送事業における
荷役作業の安全対策ガイドライン」
（平成25年3月25日付け基発0325第1号）



https://www.mhlw.go.jp/content/000016301/000016301_01712a.pdf

🛡️ 備えこそトラブル防く 第一歩